



相続人が外国に居住している場合の対応

第 277 回

植原さん：みらい先生、こんにちは。

みらい：お久しぶりですね。お元気にされていますでしょうか。

植原さん：はい、私自身は元気ですが、実はご相談したいことがあります。ベトナム現地取引先に日系企業があります。その会社の社長のお父様(香港在住)が病気で亡くなってしまいました。日本にも一部財産があると聞いています。何か気を付けるべきポイントはありますか。

みらい：そうなんですね。お悔やみ申し上げます。ちなみに、社長のほかに相続人の方はいらっしゃいますか。

植原さん：相続人は社長のみのはずです。

みらい：相続人が複数いて、その中に海外赴任者がいらっしゃる場合、コミュニケーションが不足するため、遺産分割で揉めることが多いです。実務上は、将来の不安を完全に排除するために、たとえば、お亡くなりになった方の戸籍謄本などを取るケースもありますね。また遺言の有無を確認する必要があります。

植原さん：そこまで対応した方が良いということですね。相続税はどうなりますか。

みらい：相続人である社長は日本国籍をお持ちですか。ベトナムに住所を移したのはいつ頃でしょうか。

植原さん：社長は日本国籍を持っています。移住されたのは 30 年以上前だと思います。

みらい：承知しました。香港在住のお父様が移住されたのはいつですか。

植原さん：15 年以上前だと思います。

みらい：承知しました。そうであれば取得した日本国内財産のみが相続税の課税対象になりますね(相続人が日本国籍を有しており、被相続人・相続人ともに、国内に住所がなく、かつ過去 10 年以内に日本に住所がないため、相続税法上の「非居住制限納税義務者」に該当)。

植原さん：そうなんですね。日本国内財産の「国内」とは、具体的にどのように考えたらよろしいでしょうか。

みらい：国内外所在の判定は、財産の種類ごと次のとおり整理されています。(1) 不動産、船舶または航空機 所在地。船籍または航空機は登録をした機関の所在 (2) 預貯金 その受け入れをした営業所または事業所の所在地 (3) 生命保険契約 契約を締結した保険会社の本店などの所在地 (4) 社債、株式、法人に対する出資または外国預託証券 その社債もしくは株式の発行法人、出資されている法人、または外国預託証券に係る株式の発行法人の本店等の所在、あとは対象となる相続財産をもとに、相続税を計算することになります。

植原さん：なるほど。海外赴任をしている相続人にとっては骨が折れる作業かもしれませんね。

みらい：はい、仰るとおりです。日本国内にいても、財産を特定することは相当大変なことです。実務的には、弁護士など代理人を立てて、遺品、確定申告書、口座情報をもとに財産を探し出すケースが多いようです。

植原さん：取引先の社長にも伝えておきます。

みらい：承知いたしました。分からないことがあれば、またご相談ください。

植原さん：はい。ありがとうございます。

< 筆者紹介 >

みらいコンサルティンググループ

(本社：東京都中央区・国内 13 拠点)

現地法人：中国(北京・上海・深セン)・マレーシア(KL)・ベトナム(ホーチミン)・シンガポール・タイ(バンコク)

JapanDesk：米国(LA)・中国(大連)・台湾・香港・ミャンマー・フィリピン・カンボジア・インドネシア

URL：http://www.miraic.jp/